



Title	法的パターンリズムについての理論的考察：自己決定の意味と人間行動の合理性・選好
Author(s)	瀬戸山, 晃一
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45693
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	瀬戸山 晃一
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 19156 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	法的パターンリズムについての理論的考察—自己決定の意味と人間行動の合理性・選好—
論文審査委員	(主査) 教授 中山 竜一 (副査) 教授 松井 茂記 名古屋大学大学院法学研究科教授 松浦 好治

論文内容の要旨

本論文は、法が個人の自由へ介入したり自己決定を制約する際の規制原理としてその是非が問われている「法的パターンリズム」についての法理論的研究の成果である。

本論はまずパターンリズムの概念定義を詳細に分析することによりパターンリズムの事例範囲を明確にし、「パターンリズム」を「法の射程や限界」を探求するにあたって有益な考察概念となるように学問的な定義を確立する。そのために第 1 章において、まず現代日本における法的パターンリズムの捉えられ方の特徴を概観した上で、現代英米の 1970 年以降のパターンリズムの概念定義を(1)目的・動機(理念)、(2)正当化・価値判断の付与、(3)自己決定能力・意思の不一致、(4)手段・方法、(5)態様・形態、(6)危害の内容に分類して検討を加えた上で、パターンリズムを学問上の考察概念として価値中立的に定式化した場合の法理論上の含意とそれに対する予測される反論への応答を行う。

第 2 章では、パターンリズムという用語が、否定的なものとして頻繁に用いられる現代医療におけるパターンリズムの事例である「癌の告知」に代表される医療情報の隠匿・不開示の問題を取り上げることによって、パターンリズムとインフォームド・コンセントや自律を相容れない対立するものとして捉える従来の日本におけるパターンリズムの捉え方の問題性を指摘するとともに、パターンリズムと自律の関係について検討し、両者の相互補完性を指摘する。

第 3 章においては、行動主義経済学や認知心理学の洞察を取り入れることにより、伝統的「法と経済学」理論の洗練化を試みる行動心理学的「法と経済学」(Behavioral Law & Economics)という近年の米国での新たな理論動向を取り上げ、その理論枠組みと洞察を検討する。そして、これらの行動心理学的「法と経済学」の洞察から法的パターンリズム論にいかなる示唆と含意を汲み取ることが可能であるのかを考察した上で、任意的でありながらも認知や判断上のバイアスによって自らの利益に反する自己決定をする者に対し、そのようなバイアスを矯正する法的介入が正当化可能かという問題提起を行なう。そして試験的に「バイアス矯正としてのリベラル・パターンリズム」を提示することによってこの問いに検討を加える。それらの考察を通じ、パターンリズムと「法と経済学」の理論の特質を鮮明化するとともに、パターンリズム論と「法と経済学」という全く異なった人間像に立脚するアプローチの架橋を模索する。

第 4 章においては、法的パターンリズムと人間の選好充足や経済的効率性との関係を考察する。伝統的な「法と経済学」理論における効率性の概念の規定の仕方の特徴を選好充足の観点から明らかにし、パターンリズムを経済的効

率性に反するとする従来の「法と経済学」の認識は改められるべきことを論ずる。そして、これらの考察を通し、法の経済分析というアプローチの意義と限界を問い直し、その方法論を洗練化させる理論枠組みを提供するとともに、パターナリズムの特質と是非について「選好」の観点から検証する理論枠組を提示する。そして、パターナリズムを論じることの意義を自己決定の意味と人間行動の合理性・選好の観点から法理論的に問い直すことが本論文の最終目的である。以上

論文審査の結果の要旨

本論文は、「法と道徳」の関連をめぐる法哲学上の重要論点であるパターナリズム論に現代的な視座から再検討を加え、それを通じて、リベラリズムの理念にも合致する新たなパターナリズム像を打ち出そうとする試みである。申請者は、これを遂行するに当たり、次の順序で議論を進める。まず、(1)パターナリズムをめぐる近年の諸動向を理論的観点から整理し直し、そこからパターナリズムを単なる否定的な評価概念ではない、価値中立的な概念として再定式化する。(2)癌の告知など医療情報の開示を例に、パターナリズム的配慮が時として短期の自己決定を抑えることで、長期的な個人の自律を支援していることを明らかにし、パターナリズムと個人の自律が実は相互補完的な関係にあることを指摘する。次いで、論文後半部では(3)行動主義心理学と統計学的実証分析を基盤とする新たな学問動向、行動主義的「法と経済学」分析 (Behavioral Law and Economics) の知見に依拠しつつ、短期的な自己決定が必ずしも合理的とは呼べない点に注意を促し、従来の「法と経済学」の根底にある「合理的選択」者としての人間像を批判する。そして、限定的合理性しか持ち得ないことが人間の条件であるからこそ、その矯正手段として、リベラル・パターナリズムが要請されると論証する。最後に、(4)近年の経済学基礎論のいくつかを紹介しながら、パターナリズム的介入は必ずしも選好の充足や効率性といった基準とも矛盾しない——申請者はこのように結論づける。

パターナリズムと個人の自律の相互補完性をめぐる申請者の着想は興味深いものであり、その目の付け所の良さは特筆に値する。さらに本論文は、行動主義的「法と経済学」をわが国の法学研究に導入する最初の試みともなっており、この点も大いに評価されなければならない。論文前半と後半の理論的脈来が若干見えにくいこと、パターナリズム的介入の限界や歯止めを何に求めるのかといったことなど、今後の研究の進展に期待すべき点も存在するが、全体としては、単なる着想にとどまらず、大きな理論的枠組を展開させる力量を有するものと認められる。以上を考慮し、審査委員一致で、申請者は、独立した研究者として研究を遂行できるレベルに達しており、学位授与に相当するものと判断する。